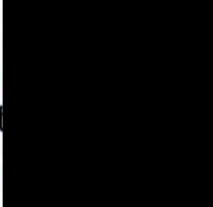


沖縄経協発第206号
令和5年3月20日

沖縄労働局長 西川 昌登 殿

一般社団法人沖縄県経営者協会長
金城 克 様



5.3.22 特定最低賃金の廃止の要請について
5.3.22

産業別の「特定最低賃金」は本来、「地域別最低賃金を上回る水準が認められる場合」に、関係労使の申出を受けて公労使三者の「全会一致」の議決を経て設定されるものであります。

しかし、最近の地域別最低賃金の大幅な引き上げによって、新聞業を除く沖縄県の特定最低賃金（畜産食料品製造業、清涼飲料、酒類製造業、糖類製造業、各種商品小売業及び自動車（新車）小売業）については、地賃額未滿となり、地域別最低賃金が適用され、実質的な意味を成していない状況にあります。

下記表にあるとおり、地賃との乖離額が最大で170円、連続して地賃額未滿となった年数が4年～8年となっております。

これらの特定最賃額と地賃額との乖離額が大きく、また、連続して地賃額未滿となった年数が続いている状況を勘案すると、これらの特定最低賃金については、廃止することが適当であると考えております。

つきましては、新聞業を除く当該5つの特定最低賃金については、沖縄労働局長の職権による廃止に向けて手続きを進めることを、要請致します。

令和4年度 沖縄県特定最低賃金の状況

特定最低賃金名	特定最低賃金額 (円)	地域別最低賃金額 (円)	乖離額 (円)	連続して地賃額未滿となった年数	適用使用者数	適用労働者数 (人)	新設から現在までの年数
畜産食料品製造業	683	853	-170	8年	58	2,460	32年
清涼飲料、酒類製造業	686	853	-167	8年	98	1,500	32年
糖類製造業	769	853	-84	4年	27	710	32年
各種商品小売業	770	853	-83	4年	29	6,260	32年
自動車（新車）小売業	770	853	-83	4年	124	2,080	26年
新聞業	879	853	26		10	620	32年



